

# 兵庫県の就学支援

兵庫県 総務部 教育課

私立通信制高校  
日本人等生徒用



兵庫県では  
以下の給付制度で  
高校生の就学を  
支援します。

就学支援金

【授業料への支援】

奨学給付金

【授業料以外への支援】

# 国籍要件について

このご案内は日本人等の生徒向けの内容です。

しゅうがくしえんきん

しょうがくきゅうふきん

就学支援金(授業料への支援)と奨学給付金(授業料以外への支援)は国籍要件があります。

※外国人の生徒の方でも下記のいずれかの要件を満たしていれば対象です。

対象の  
日本人等  
生徒

以下のいずれかを満たす生徒

- ①日本国籍を持っている方
- ②特別永住者
- ③永住者(法務大臣が永住を許可した者)
- ④日本人の配偶者、子、特別養子
- ⑤永住者・特別永住者の配偶者  
or永住者・特別永住者の子として日本で出生し、  
引き続き日本に在留している方
- ⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方
- ⑦家族滞在で以下すべてを満たす方
  - (1)日本国内で出生または12歳に達した日の  
属する学年の末日までに初めて入国した
  - (2)日本の小学校と中学校を卒業した
  - (3)日本で就労して定着する意思がある

◆申請書等にて、全員国籍を確認します。

②～⑦の方については、在留資格と在留期間が分かる書類を提出してください。

※「在留カードのコピー」、「特別永住者証明書」、「住民票の写し(原本)」など

⑥の方は「日本に永住する意思」を、

⑦の方は(1)～(3)をそれぞれ申請書にて確認します。

いずれの条件も満たさない方は、外国人生徒向けの案内をご確認ください。

# 就学支援金 【授業料への支援】

【対象要件】 [申請時期] 4月頃(入学後)

生徒が日本国籍を有していること

※外国籍の生徒であっても2ページ目の要件を満たしている方は対象

【支給額】

定額授業料の場合 (年額)	単位制授業料の場合 (1単位あたり)※
337,200円	13,668円/単位

※ 年間上限:30単位(通算74単位)

【単位制授業料の注意点】

履修単位数、履修期間等により、支給額が異なります。

支給額の詳細については高校の事務室へお問合せください。

## 支給額シミュレーション(単位制)

1単位あたり12,000円の授業を  
1年間(12ヶ月)で25単位履修した場合

▶ 月額支給額:25,000円

(12,000円×25単位÷12ヶ月)

1単位あたり15,000円の授業を  
1年間(12ヶ月)で25単位履修した場合

▶ 月額支給額:28,475円

(13,668円×25単位÷12ヶ月)



# 就学支援金 【授業料への支援】

## 【申請に必要な書類等】

- ① 就学支援金の申請書(入学・在籍する高校で配布)
- ② 生徒のマイナンバーカードの裏面のコピー  
(or 個人番号が記載された住民票)  
※記載内容に変更がない場合、もしくは令和2年5月25日以前に変更手続きが完了している場合のみ、マイナンバー通知カードのコピーでも可能です。
- ③(外国籍の生徒のみ)在留資格・在留期間が示された書類  
※「在留カードのコピー」、「特別永住者証明書」、「住民票の写し(原本)」等
- ④ その他学校が指定する書類

※県外校は、都道府県により手続き方法が異なる場合がありますので高校へお問合せください。

## 【申請先】

入学・在籍する高校です。学校からの案内をご確認ください。

### ◆期日までに申請し忘れた場合

気づいた時点で、直ちに高校の事務室に連絡してください。  
認定された場合、申請月から支給されます。

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

・高等学校等を卒業もしくは修了した者  
(修業年限が3年未満のものを除く)

・高等学校等に在学した期間が通算して48月を超えた者  
(全日制高校等に在学する期間は3分の4として計算)

# 奨学給付金 【授業料以外への支援】

【対象要件】 [申請時期] 7月～9月頃(入学後)

- ① 各年度7月1日時点で在学していること
- ② 保護者等が兵庫県在住であること
- ③ 市町民税所得割額及び県民税所得割額の合計が182,500円未満(保護者等全員の合算)であること

※市町民税所得割額及び県民税所得割額については5ページを参照。

※経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が年収490万円未満相当と見込まれる世帯は、  
「家計急変分」として申請可能

## 【支給区分】

A 生活保護世帯(生業扶助受給)

B 市町村民税及び県民税の所得割非課税世帯

C 年収約270～380万未満世帯

※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が105,500円未満

D 年収約380～490万未満世帯

※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が182,500円未満

E 【専攻科のみ】年収約380～600万未満の多子世帯

※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が105,500円以上264,500円未満

区分	支給額(年額)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
A	52,600円	52,600円	
B	152,000円	52,100円	52,100円
C	50,670円	17,370円	17,370円
D	38,000円	13,030円	
E			13,030円

# 奨学給付金 【授業料以外への支援】

【申請に必要な書類等】※は、令和8年7月1日以降に発行されたもの

- ① 住民票 ※ (世帯全員分・続柄の記載があるもの)※1  
※1 在寮しており住民票を他都道府県に移している生徒は、在寮証明書
- ② 在学証明書 ※ (学校長印が押印されたもの)
- ③ 申請者名義の希望振込金融機関の通帳のコピー  
(名義名、銀行名、支店名、口座番号が確認できる箇所)
- ④ 保護者等全員分の令和8年度の住民税がわかる書類※2  
(課税証明書または生業扶助受給証明書※等)

※2 家計急変の場合は、上記④だけではなく、以下の書類が必要です。

- 家計急変の発生を証明する書類(離職票、廃業届等)
- 保護者等全員分の急変後1年間の年収見込み  
(会社発行の収入見込証明書、税理士or公認会計士作成の証明書類等)

## 専攻科に在籍する場合の追加書類

### ⑥ 個人対象要件証明書



市町民税所得割額及び県民税所得割の合計は、令和8年度の課税証明書で確認します(保護者等が2名いる場合は2名の合算)。  
右例では、 $129,600 + 32,400 = 162,000$   
※市町・個人により表示される項目が右例と異なります。

税 市民 税	税額控除前所得割額④	167,680
	税額控除額⑤	38,000
	所得割額⑥	129,600
	均等割額⑦	3,900
税 県民 税	税額控除前所得割額④	41,920
	税額控除額⑤	9,500
	所得割額⑥	32,400
	均等割額⑦	2,300
額	年税額(特別徴収税額)⑧	168,200
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額等⑪	
	差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑪)	168,200
	変更前税額⑫	
	増減額(⑧-⑫)	168,200
	変更月	月

## 【申請方法】 ※令和8年7月1日～受付開始

・相生学院高等学校  
・第一学院高等学校 養父校  
・AIE国際高等学校

→ 入学・在籍する高校に提出

※申請書類等も学校から配布

上記以外の  
通信制高校

→ 兵庫県教育課にオンライン申請  
※申請先は兵庫県HPに掲載



# 各給付制度 よくあるお問合せ

## 就学支援金 【授業料への支援】

### Q1.いつ頃支給されますか。

A.在籍されている各学校法人 事務担当へご確認ください。

※あらかじめ支給額相当額を差し引いて請求する学校や、  
授業料全額分を納付後に支給額が振り込まれる学校がございます。

### Q2.更新の手続きは必要ですか。

A.一度申請し認定を受けた場合、更新等の手続きは原則不要です。

※一年ごとに意向を確認する学校もあります。

### Q3.収入要件はありますか。

A.令和8年度から収入要件が撤廃されました。

※外国籍の生徒等は収入要件がございます。詳しくはHPをご確認ください。

## 奨学給付金 【授業料以外への支援】

### Q4.全日制から通信制に転学した場合は、どちらで申請すればよいですか。

A.7月1日時点で在籍している学校で申請してください。

### Q5.全日制から通信制に転学した場合は、何回申請できますか。

A.通信制過程は、過去に在学した学校での受給回数を含み、4回までです。何回受給したか覚えていない場合は、お問い合わせください。

### Q6.ひとり親なので受給できますか。

A.保護者が1名である場合も、2名である場合と同様、定められた収入基準により判定します。

ひとり親家庭(母子・父子家庭)であることのみで認定はされませんので、申請書類の提出等、必要な手続をお願いします。

# 問合せ先一覧



## AIチャットボットでのお問合わせ

※ただし、個別性の高い内容（支給状況、認定額等）はお答えできません。

### 就学支援金【授業料への支援】

#### ◆兵庫県ホームページ

「【授業料支援/日本人生徒向け】兵庫県私立高等学校等就学支援金制度」

#### ①申請方法・支給時期等

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

#### ②その他

兵庫県総務部教育課

ご質問はメールにてお送りください。

Eメール : [kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp)

### 奨学給付金【授業料以外への支援】

#### ◆兵庫県ホームページ

「【授業料以外の支援/日本人生徒向け】私立高等学校等奨学給付金（一般分）」

#### 県外の学校に通っている場合

申請は兵庫県HPよりオンライン申請

※オンライン申請が難しい方は郵送で受け付けます

#### ①県内に学校法人がある場合

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

#### ②県外に学校法人がある場合

兵庫県総務部教育課

ご質問はメールにてお送りください。

Eメール : [kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp)

各制度  
県HP一覧



県教育課  
メール



メールでの  
お問合わせに  
ご協力をお願  
いします。



# その他、貸付制度

## 【高等学校奨学資金貸与制度】

対象者	高校に在学する勉学に意欲がある生徒で、以下の両方に該当する者 ①生計を維持する者が兵庫県在住であること。 ②生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準以下である世帯に属すること。 (給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下)
貸付額	月額30,000円(私立学校、自宅通学者の場合)
その他	タブレット端末等購入費等に対する貸与制度あり (奨学資金貸与者のみ)
申請時期	入学前:中学3年生時点の8月下旬~9月の間で 各中学校が指定 在学中:毎年4~5月(以降、隨時受付)

問合せ先:公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640

その他、各自治体によっては、奨学金制度があります。  
お住まいの自治体ホームページまたは 直接自治体へ  
お問合せください。

